

# 北上市ツキノワグマ出没対応マニュアル

農業振興課

令和8年5月

## 1 総則

### (1) 目的

このマニュアルは、市民等から寄せられたツキノワグマの出没情報について、出没地域の住民及び関係部課等へ迅速に共有し、人身被害の発生を防ぐための対策について定める。

### (2) 対象とする事案

北上市内におけるツキノワグマの出没及び被害防止に関する事案

### (3) 事案の特徴

ツキノワグマ（以下、クマ）は本来山間部に生息し、臆病な性質で人間との接触を避けるよう行動するものであるが、春から秋にかけて食料や住みよい環境を求め、人間の生活圏に出没することで被害をもたらす。特に子連れの母親グマは子を守るために非常に攻撃的であるため、人身被害の原因となりやすい。

クマは非常に高い身体能力を持ち、広範囲に活動することから、迅速な情報発信が不可欠であるほか、寄せられた情報のうち、出没箇所や時系列、周辺の地理条件等から、クマの動向をある程度予測しての対応が求められる。

### (4) 基本方針

市民から寄せられたクマの目撃情報について、次の対応を行う。

- ① いわてモバイルメールやクマ出没情報アプリBears（ベアーズ）を利用して登録者へ発信し、出没地域周辺においての注意を促す。同時に、警察等の関係機関への情報提供を行う。
- ② 出没地域が人口密集地や教育施設等の近辺であり、人身被害の可能性が高い場合には、現地において広報車による巡回及びアナウンス放送による注意喚起を行う。
- ③ クマがその場に留まっている場合若しくはその可能性が高い場合においては、住民と対応従事者の安全を確保しつつ、花火等による追い払いでクマの定着を防ぐ。
- ④ 罠による捕獲については、岩手県の許可基準により実施可否を判断し、北上市鳥獣被害対策実施隊に指示のうえ実施するものとする。
- ⑤ 人身に対する危害が切迫している場合は、銃猟捕獲、麻酔捕獲について、岩手県の許可により実施可否を判断し、北上市鳥獣被害対策実施隊に指示のうえ実施するものとする。

### (5) 職員の注意事項

本マニュアルにおいてはクマが出没した際の対処法としての対策について取り決めるものであるが、人とクマとの住みわけを確立し出没自体を低減するためには、クマの生態について深く理解し、侵入防止・生息環境管理・捕獲の取組を組み合わせ、長期的に検討、実践していく必要がある。

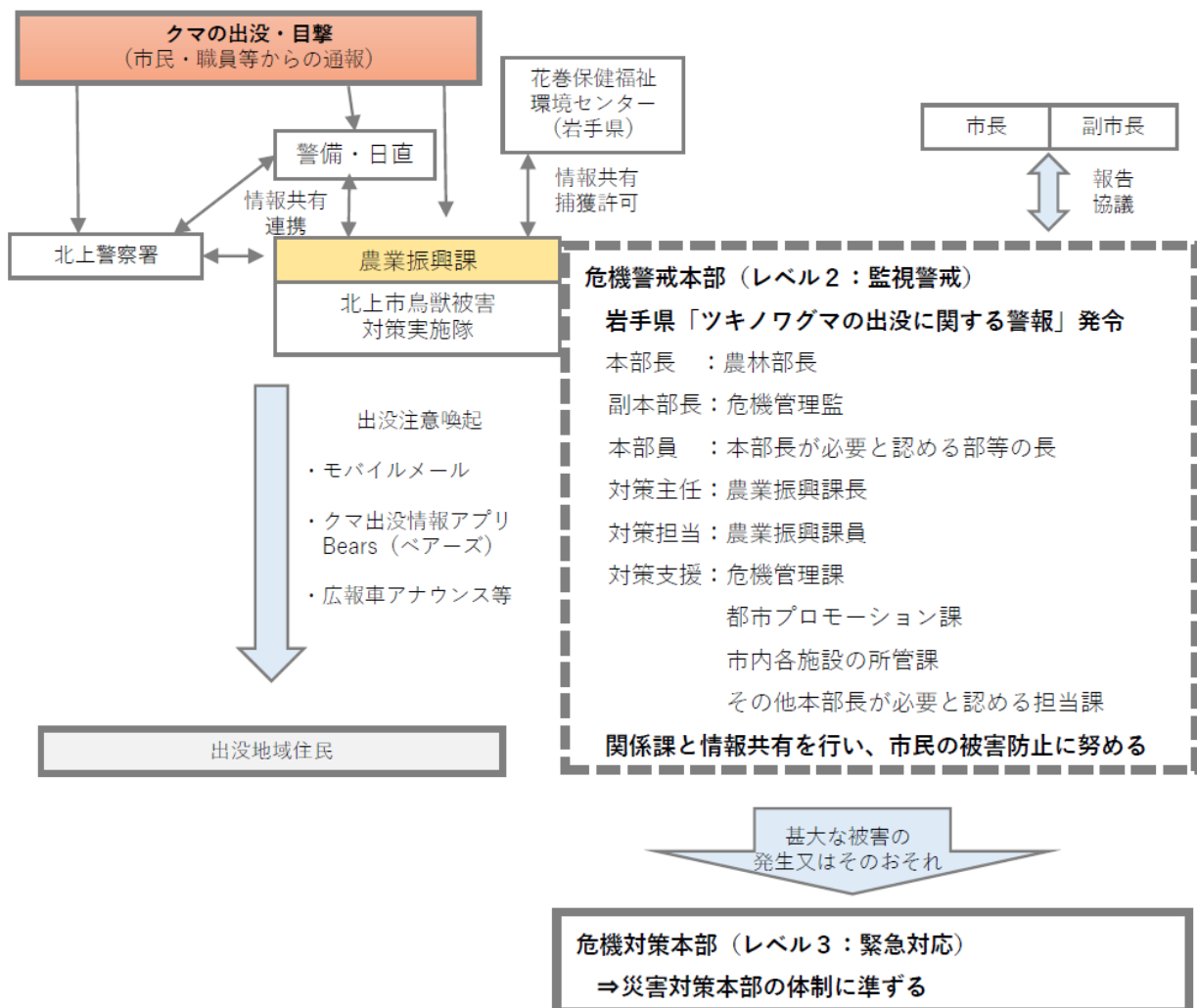
また、出没現地へ赴く職員においては、クマ鈴等を携行し、不意の遭遇を回避すること。さらに、刺激され興奮状態にあるクマは予想のつかない行動に出る場合があるため、留意すること。

## 2 危機管理の組織と体制

### (1) 担当（主管）

危機管理の担当部等の長	農 林 部 長
危機管理の関係部等の長	危 機 管 理 監
危機管理の担当課等の長	農 業 振 興 課 長

### (2) 体制図



(3) 危機事案レベル

危機事案レベル	決定基準
レベル1 (通常)	①市街地等以外における通常の出没対応
レベル2 (監視警戒)	人身被害発生の危険性が高まっている状況 ①岩手県で「ツキノワグマの出没に関する注意報」が発表され、その期間中に市内で週10件を超える出没 ②岩手県で「ツキノワグマの出没に関する警報」発表
レベル3 (緊急対応)	緊急的な対応が必要な状況 ①人を恐れないクマが頻繁に出没する状況 (人慣れ、アーバンベア(都市型クマ)など) ②市街地等にクマが留まっている、または潜伏しているとの情報があり、緊急的な対応が必要と判断された場合 ③住民の日常生活の範囲内での人身被害発生

(4) 対応する危機管理の組織

危機事案レベル	対応する危機管理組織
レベル1 (通常)	農業振興課
レベル2 (監視警戒)	危機警戒本部 本部長：農林部長 副本部長：危機管理監 本部員：本部長が必要と認める部等の長 対策主任：農業振興課長 対策担当：農業振興課 対策支援：危機管理課 都市プロモーション課 市内各施設の所管課 その他本部長が必要と認める担当課
レベル3 (緊急対応)	危機対策本部 [災害対策本部体制に準ずる]

(5) 夜間、休日の体制

市民からの通報は警備室で受け付け、情報発信は農業振興課員が担当する。  
その他、必要に応じて情報を共有し、対応に当たる。

### 3 事前対策及び平常時の危機管理

平常時より、緊急事案発生時における各関係機関の緊急連絡先を確認しておく。

### 4 応急対策（危機が発生した場合等の対策）

#### (1) レベル1（通常）

2-(2)「体制図」にしたがって連絡、情報共有等を行い、各自の事務分掌にしたがい速やかに処理する。

#### (2) レベル2（監視警戒）

##### ア 組織

- ・危機警戒本部を設置し、本部長は、必要に応じて危機警戒本部会議を開催し、対応を協議する。

- ・本部長、副本部長、対策主任、対策担当及び対策支援の役割は次のとおりとする。

職	対応者	役割
本部長	農林部長	・本部の統括
副本部長	危機管理監	・本部長の補佐及び各部門の調整
本部員	本部長が必要と認める部等の長	
対策主任	農業振興課長	・本部の設置及び運営
対策担当	農業振興課 農林企画課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北上警察署との連絡調整</li> <li>・広報車による出没現地での注意喚起アナウンスの実施</li> <li>・花火による追い払いの実施</li> <li>・捕獲の実施判断及び北上市鳥獣被害対策実施隊※への指示</li> <li>・岩手県への捕獲許可申請</li> <li>・DNA検体採取（状況により）</li> </ul>
対策支援	危機管理課	・本部会議の開催、運営に係る庶務
	都市プロモーション課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報発信</li> <li>・マスコミ等への情報提供</li> </ul>
	市内各施設の所管課	・出没地域周辺の施設等への連絡及び注意喚起（教育施設、交流センター等）
	その他本部長が必要と認める担当課	・全庁的なパトロールの準備

※北上市鳥獣被害対策実施隊（略称：実施隊）は鳥獣による被害防止のため市が委嘱するものであり、主に北上市猟友会会員で構成され、捕獲罟設置等の実働役を担う。

イ 会議内容

- ・市の対応状況に関する報告
- ・市の対応策に関する協議
- ・その他、岩手県や関係団体との情報共有

(3) レベル3（緊急対応）

ア 組織

- ・危機対策本部を設置する。
- ・体制については、原則、「北上市地域防災計画」の災害対策本部に準ずることとし、役割は次のとおりとする。

職	対応者	役割
本部長	「北上市地域防災計画」災害対策本部体制に準ずる。	
副本部長		
本部付		
本部員		
対策担当	農業振興課 【現場指揮者】 課長（課長補佐）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場本部の開設運営</li> <li>・クマの排除方法の決定（捕獲駆除、追い払い等）</li> <li>・北上警察署員、実施隊員との連携調整</li> </ul>
	農業振興課 農林企画課 農業委員会事務局 現地対応職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民に対する注意喚起</li> <li>・出没时间の状況に関する目撃者への聞き取り調査</li> <li>・クマの動向に関する調査</li> <li>・花火による追い払いの実施</li> <li>・DNA検体採取、岩手県へ解析依頼</li> <li>・岩手県ガバメントハンターへ支援依頼</li> <li>・捕獲実施に係る周囲の安全確保</li> </ul>
	農業振興課 連絡調整職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対応職員、危機対策本部との連絡調整</li> <li>・対応状況を「様式」に記載し対策本部へ</li> </ul>
対策支援	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員の招集</li> <li>・対策本部会議資料・報告書の作成</li> <li>・本部員からの問い合わせ対応</li> </ul>
	都市プロモーション課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報発信</li> <li>・マスコミ等への情報提供</li> <li>・本部会議は、毎回発表</li> </ul>

※警察等関係機関への本部会議参集依頼も検討する。

## イ 想定される実施対策

### ①全庁的なパトロールと後方支援

- ・総務課が指定する1日当たり2班体制を基本とし、3交代(2人×3=6人)とする。
- ・3交代時間は、6時～11時、11時～16時、16時～21時とする。
- ・10日目以降は、1日目から9日目までを繰り返す。

班	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
1	企画部	財務部	生活環境部	商工部	都市整備部	まちづくり部	健康こども部	教育部	福祉部
2									

### ②避難所開設

本部において、住民の意向を確認し避難所を開設する。

場所は和賀町総合福祉センターとし、運営については、市で定めている北上市避難所開設運営マニュアルのとおりとする。

## 【緊急時における各関係機関の権限について】

### 市が持つ権限

- ・罨又は銃砲による捕獲許可

日常生活の範囲内での人身被害、人家敷地内への侵入、人が滞在又は活動している施設敷地内への侵入があった場合に限り、市は罨又は銃砲による捕獲を許可することができる。なお銃砲の使用は特定猟具使用禁止区域(銃器)のほか、住宅密集地域等を除く。

- ・緊急銃猟の実施(北上市緊急銃猟マニュアル 令和7年11月20日策定)

鳥獣保護管理法に定める4つの条件すべてを満たした場合、市長の判断で遅滞なく実施する。

- ①人の日常生活圏への侵入
- ②人への危害を防止する措置が緊急に必要
- ③銃器以外の方法では困難
- ④地域住民等に弾丸が到達するおそれがない

### 警察が持つ権限

- ・猟銃の発砲命令

人の生命若しくは身体等への危険があり、特に急を要する場合、警察官はその場に居合わせているハンターに対し、猟銃を使用してクマを駆除するよう命じることができる。なおこの場合は、禁止区域等に捉われない。

参考資料 1 : 緊急時における市町村による捕獲許可事務について (岩手県)

参考資料 2 : 熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第 4 条第 1 項の適用について (環境省)

#### 5 本部の廃止基準及び事後対策 (復旧・復興及び再発防止対策)

(1) 危機警戒本部は、次のいずれかの場合廃止する。

- ① 市内で週10件に満たない出沒で、人身被害発生の危険性が低くなった状況
- ② 岩手県の「ツキノワグマの出沒に関する警報」の終期

(2) 危機対策本部は、次のいずれかの場合、危機警戒本部に移行する。

- ① 人身被害以降14日間にわたり人身被害なし。
- ② 個体駆除以降7日間にわたり建物侵入被害なし。

なお、出沒対処にあたっての初動対応及び応急対応が適切であったかを検証し、必要に応じて本マニュアルを見直すものとする。

(施行期日)

このマニュアルは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

このマニュアルは、令和 8 年 5 月 8 日から施行する。

様式

ツキノワグマ危機対応経過等

北上市危機対策本部

年 月 日 ( ) 時 分発表

**【経過】**

月 日 ( )

時 分

月 日 ( )

時 分

月 日 ( )

時 分

**【対応】**

月 日 ( )

時 分

**【周知】**

- ・市ホームページ、フェイスブック、ケーブルテレビ、コミュニティFM、yahoo防災アプリで注意喚起、いわてモバイルメール、Bears
- ・市広報車による注意喚起

※ (〇〇地区ツキノワグマ危機対応経過等とはせず、市全域対象とし対応)